

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年8月21日(2008.8.21)

【公表番号】特表2004-502853(P2004-502853A)

【公表日】平成16年1月29日(2004.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2004-004

【出願番号】特願2002-509417(P2002-509417)

【国際特許分類】

C 08 L 27/18 (2006.01)

C 08 F 214/26 (2006.01)

H 01 B 7/02 (2006.01)

H 01 B 11/00 (2006.01)

C 08 L 27/12 (2006.01)

【F I】

C 08 L 27/18

C 08 F 214/26

H 01 B 7/02 Z

H 01 B 11/00 J

C 08 L 27/18

C 08 L 27:12

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月30日(2008.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

溶融加工可能な完全フッ素化ポリマー組成物であって、

a) (i) テトラフルオロエチレンから誘導された繰返し単位を80~98重量%までと、

(ii) ヘキサフルオロプロピレンから誘導された繰返し単位を2~20重量%までと、

(iii) テトラフルオロエチレンおよびヘキサフルオロプロピレン以外の別のコモノマーから誘導された繰返し単位を0~5重量%までと、  
を含み、

ヘキサフルオロプロピレン単位から誘導された繰返し単位の重量割合が、前記別のコモノマーの繰返し単位の重量割合より大きい、

溶融加工可能なペルフルオロポリマーと、

b) 融点が前記フルオロポリマーa)の融点より少なくとも20高い高分子量の完全フッ素化ポリマーを、ペルフルオロポリマーa)を基準にして0.01~5重量%までと、  
を含む溶融加工可能な組成物。

【請求項2】

押出し成形により製造するための、請求項1に記載の溶融加工可能な組成物の使用。

【請求項3】

絶縁体として、請求項1に記載の組成物を含む電気ケーブル。

**【手続補正2】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0002****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0002】**

FEPフルオロポリマーは、長い間知られており( U S - A - 2 9 4 6 7 6 3 )、市販されている。FEPフルオロポリマーは、優れた耐熱性および耐薬品性を有する過フッ素化(完全フッ素化(perfluorinated))熱可塑性フルオロポリマーである。また、FEPフルオロポリマーは、低い損失係数(dissipation factor)を有する(E P - A - 4 2 3 9 9 5)。これら全ての特性により、FEPポリマーは、ケーブルワイヤ絶縁体用の、特に、例えばLAN(ローカルエリアネットワーク)で使用されるプレナムワイヤケーブルとして既知の物用の絶縁材料として使用するのに重要である。絶縁プレナムケーブルを製造する加工速度は非常に速い。従って、このようなプレナムケーブルを製造するのに使用することができるFEPポリマーは、一般に、必要とする機械的特性を失うことなく高剪断速度で加工できるものである。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0007****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0007】**

本発明に従い、

a)(i) テトラフルオロエチレンから誘導された繰返し単位を80~98重量%までと、  
(ii)ヘキサフルオロプロピレンから誘導された繰返し単位を2~20重量%までと、  
(iii)テトラフルオロエチレンおよびヘキサフルオロプロピレン以外の別のコモノマーから誘導された繰返し単位を0~5重量%までと、  
を含み、ヘキサフルオロプロピレン単位から誘導された繰返し単位の重量割合は、前記別  
のコモノマーの繰返し単位の重量割合より大きい、溶融加工可能なペルフルオロポリマー  
と、  
b)ペルフルオロポリマーa)を基準にして、融点がフルオロポリマーa)の融点より少  
なくとも20高い高分子量の過フッ素化ポリマー(完全フッ素化ポリマー(perfluorin  
ated polymer))を0.01~5重量%までと、  
を含む溶融加工可能な過フッ素化ポリマー組成物が提供される。